

第4章 施策の方向性

基本方向1 男女共同参画推進のための意識醸成

重点目標1 男女共同参画についての意識啓発

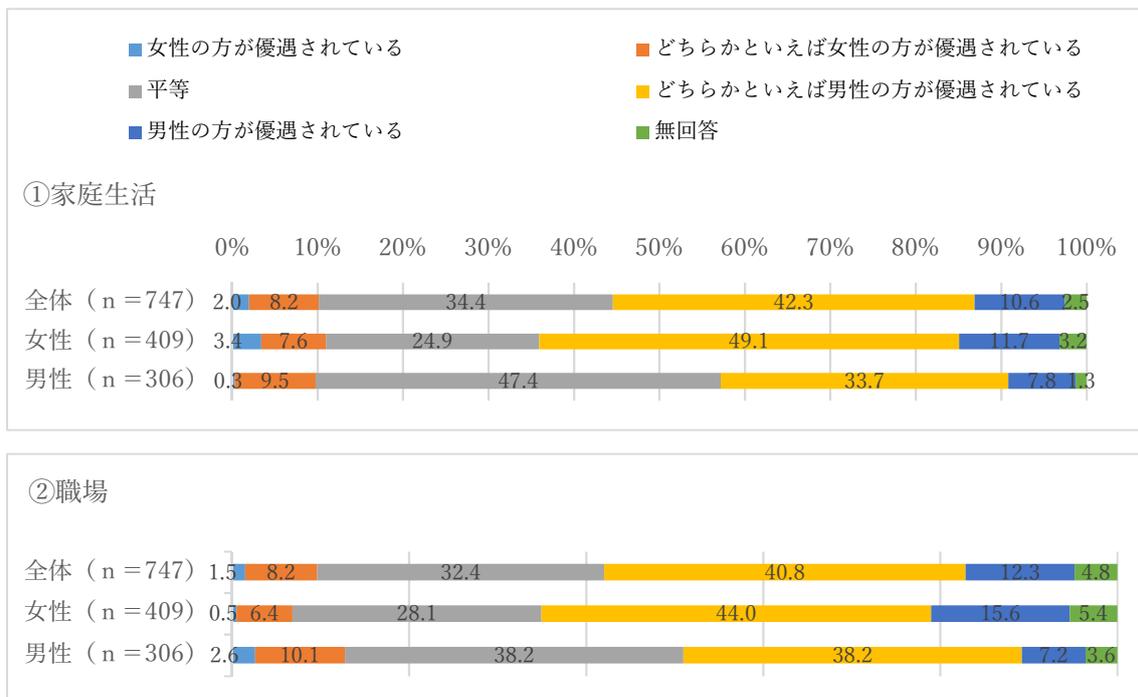
[現状と課題]

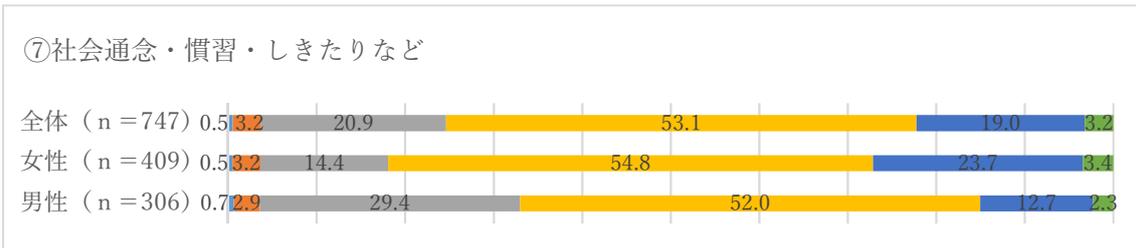
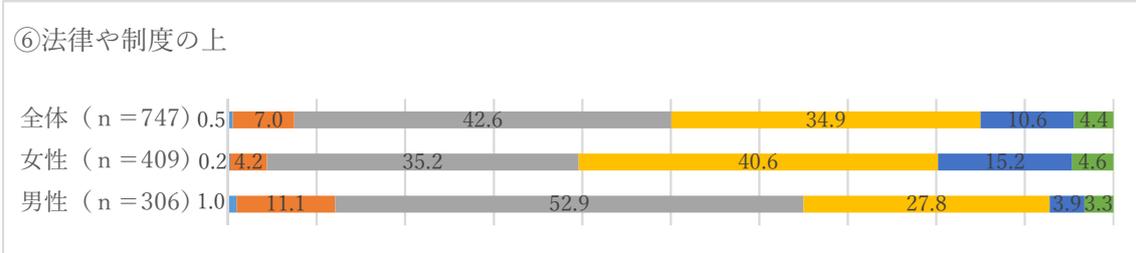
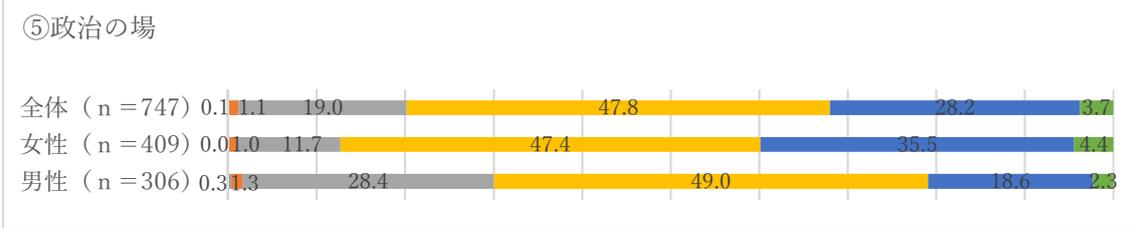
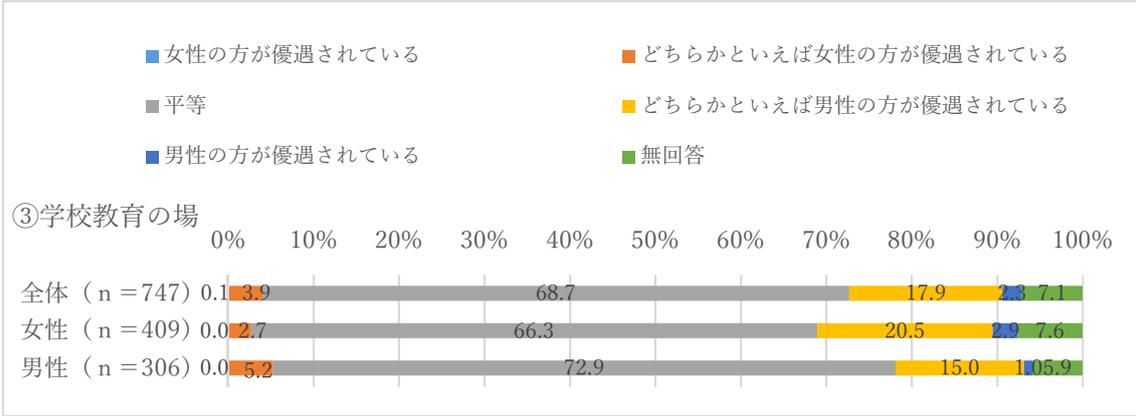
男女共同参画を推進するにあたり、町民一人ひとりの意識を育むことはその基礎となり最も重要です。

これまで吉野ヶ里町では、町の広報媒体（広報誌やホームページ）やパンフレット等を活用し、様々な機会において啓発に努めてきました。

しかし、調査結果を見ると「平等」であるとの回答割合が最も高かった「学校教育の場」では68.7%となったものの、「女性優遇（計）」（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）の割合は「家庭生活」が最も高いが10.2%と1割ほどです。依然として性別による固定的役割分担意識が残っており、いまだに男女共同参画意識が浸透していない状況がうかがえます。身近な問題として意識づけが行えるよう、あらゆる場や機会において積極的に意識啓発に取り組む必要があります。

各分野での男女の地位の平等感





[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|--|----------------|
| 1 | 広報・啓発活動の推進 | 男女共同参画に関する情報を収集し、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用した町民や企業・各種団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。 | 財政協働課 |
| 2 | 男女共同参画に関する講座等の開催 | 男女共同参画に関する講座等を開催し、人権尊重や男女共同参画に関する周知・啓発や町民の意識醸成を図ります。 | 財政協働課 社会教育課 |
| 3 | 男女共同参画に関する図書等の展示、紹介 | 男女共同参画を推進する図書等を展示、紹介し、町民に男女共同参画社会の実現のための啓発を行います。 | 財政協働課 社会教育課 |
| 4 | 庁内における情報提供・啓発の推進 | 町職員が男女共同参画についての意識・理解を深め、積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。 | 財政協働課 |
| 5 | 町職員への研修の充実 | 県などが実施する研修を通じて町職員や町議会議員などの各関係者の男女共同参画に関する意識の向上を図ります。 | 財政協働課 |
| 6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |

重点目標 2 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

[現状と課題]

町民の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるには、家庭、学校、社会などにおける教育や学習の果たす役割が重要です。

学校教育においては、小学校及び中学校の家庭科の授業で家事等の生活技術についての内容を性別を問わずすべての児童生徒が学習し、中学校では公民科の授業で男女共同参画について学習しています。また、児童生徒の男女平等意識を育むとともに、性別にとらわれず一人ひとりの個性や多様性を尊重しようとする意識の醸成を図る観点から、令和 2 年 5 月時点ですべての町立小学校及び中学校において男女混合名簿を導入しています。

今後も、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を尊重するという男女平等意識に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められます。学校などにおける人権教育を中心とした男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等、性的少数者に対する理解促進など、幅広い世代を対象に教育の推進を図る必要があります。

[今後の取り組み]

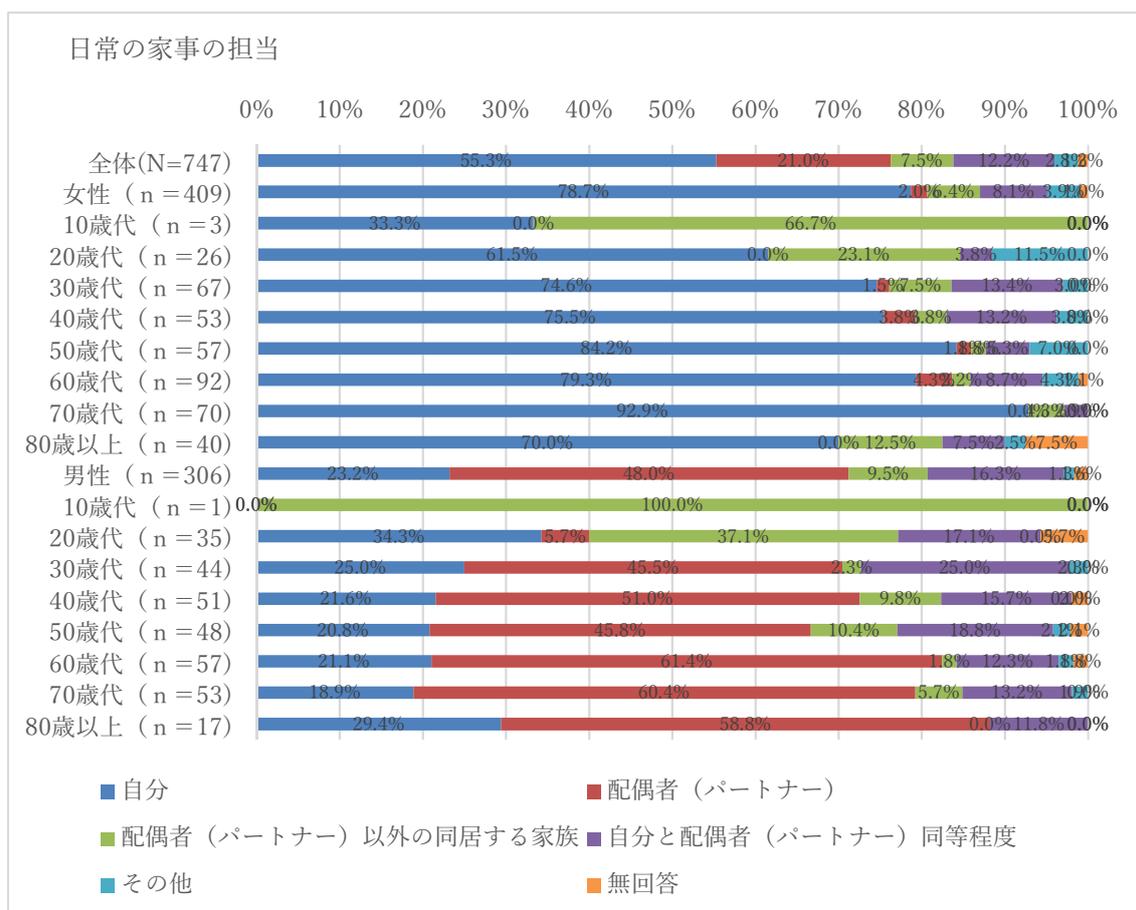
| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-------------------------|---|------------------|
| 1 | 幼児期における男女共同参画意識の醸成 | 相手を思いやる気持ちや協力することの大切さなど、就学前の段階から心を育てる教育・保育を行います。また、性別にとられない幼児教育・保育を行うなど男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。 | 学校教育課 こども・保健課 |
| 2 | 学校教育における男女共同参画の推進 | 共感や思いやりの心を育むとともに、個性を大切にされた教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。社会科や家庭科教育などを通じた性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。 | 学校教育課 |
| 3 | 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育等の推進 | 性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指した教育を推進します。 | 学校教育課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-----------------------------|--|----------------|
| 4 | 教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進 | 男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 5 | 社会教育における男女共同参画の推進 | 社会教育においても、「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。 | 社会教育課 |
| 6 | 男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進 | 生涯学習において男女共同参画の視点を取り入れ、多様な選択を可能にする教育や能力開発、学習機会の充実に努めます。 | 社会教育課 |
| 7 | 性的少数者に対する理解の促進 | 性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。 | 学校教育課 社会教育課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |

「日常の家事の担当」については、女性では「自分」と回答した人の割合が78.7%と最も高く、男性は「配偶者（パートナー）」が48.0%と最も高く、「自分」は23.2%と大きな開きがあります。たとえ概念としての理解が進んでいるとしても、それが日常生活のことであれば、意識と行動に乖離が見られるようです。



町民の中にこのような意識がある背景として、固定的性別役割分担意識の問題だけではなく、男性の長時間労働の影響もあるものと考えられます。男性の仕事中心の意識・ライフスタイルを仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへと転換し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが求められます。それは、女性の負担を軽減し、女性の社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることもなります。

家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も、家事、育児、介護などに積極的に関わる必要があります。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|---|-------------------------|
| 1 | 家庭生活への男性の参加を促すための啓発 | 男女共同参画講座や地域への出前講座などを通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 2 | 男性のための料理・介護など実践講座の実施 | 家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施します。 | 福祉課 |
| 3 | 男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進 | 地域社会における男女共同参画の促進に向け、講演会や学習会の情報提供を広く行い、積極的な参加を促進します。また、国や県が主催する講演会や学習会の情報提供もあわせて行います。 | 財政協働課 |
| 4 | 父親の子育ての推進 | 母子健康手帳交付や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。 | こども・保健課 |
| 5 | 男性の家事・子育て・介護等への参画推進 | 家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図ります。 | 財政協働課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |

重点目標 4 地域における男女共同参画の推進

[現状と課題]

吉野ヶ里町区長会には、これまで女性が1人もいません。吉野ヶ里町女性会は解散し、女性を中心とした団体活動は減少しています。自治会などでの地域活動や各種団体活動においては、女性がリーダーとなって方針決定に関わることが少なく、いまだに固定的な性別役割分担意識が強い状況にあるため、男女共同参画をより推進していく必要があります。

地域社会やさまざまな地域活動における男女共同参画を進めるためには、身近なところから男女の不平等などについて見直し、社会通念やしきたり、慣習などの固定的な性別役割分担意識の是正を図ることが大切です。また、これまで女性の参画が少なかった場においても女性が能力を十分に発揮でき、誰もが自主的に地域活動に参画できる環境づくりが求められます。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-------------------------|--|----------------|
| 1 | 男女ともに活躍できる地域づくりに向けた取り組み | 誰もが能力を発揮できる環境づくりのために、地域リーダーを中心として、地域での慣行の見直しを推進します。 | 財政協働課 |
| 2 | 地域の方針決定における女性の意識啓発 | 女性が知識や経験を生かし、地域の方針決定に積極的に関わることについて意識啓発を行います。 | 財政協働課 |
| 3 | 地域活動に参画しやすい環境づくり | 地域活動への積極的参加を呼びかけ、誰もが自主的に参画しやすい環境づくりに努めます。 | 全庁 |
| 4 | 企業等への啓発 | 企業内で男女共同参画の視点を持った人材を育成し、地域社会において誰もが能力を十分に発揮できるよう町内企業等に対し意識啓発を行います。 | 財政協働課 産業振興課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |

基本方向 2 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV被害者支援計画】

[現状と課題]

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとするさまざまな暴力行為は人権侵害につながり、その根絶は男女共同参画社会を実現するにあたり大きな妨げになっています。

DVに関する相談ができる窓口として「女性のための市町巡回相談」を月1回実施していますが、被害者の安心・安全のため専門相談窓口の設置が求められています。また、各課において情報管理を徹底し、要支援措置の住民票や戸籍交付の制限等を行っています。

被害者への適切な対応はもちろんのこと、加害者・被害者ともにそれが暴力であるとの認識がない場合もあることから、DVが暴力であり人権侵害であることについての働きかけなど、暴力のない環境づくりに取り組まなければなりません。また、DV等の暴力は、家庭において行われることが多く被害が見えにくい傾向にあるため、公的相談機関に関する周知・啓発や、地域における支援体制の充実に努める必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりDVが増加傾向にあるといわれ、早急なDV防止対策が求められています。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっています。これらの問題に直面した際に、相談できる機関が県内にあることを周知するために、啓発活動を一層進めていく必要があります。

[今後の取り組み]

①男女間のあらゆる暴力の根絶

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|---|--------------------------------|
| 1 | あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発 | 人権が尊重され、基本的人権として侵しえないものであることを町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用して広報・啓発を推進します。また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域の関係者と連携をとり、積極的な広報活動を行います。 | 総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 2 | 女性相談窓口の設置及び相談窓口の周知 | 女性相談窓口を設置し、窓口について相談できる内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用して、更なる周知徹底を図ります。 | 財政協働課 こども・保健課 |
| 3 | 被害者の自立支援 | 学校、警察、病院など関係機関との連携を図り、被害者の自立支援を行います。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |

②子どもや若年層に対する取組

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|--|---------|
| 1 | 子どもや若年層に対する性暴力被害に関する教育の推進 | 子どもや若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 2 | 若い世代に対するDV防止教育の推進 | 将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。DVやデートDVに関する理解を促進するため、出前講座を実施します。 | 学校教育課 |
| 3 | 児童虐待防止対策の推進 | 「児童虐待防止推進月間」（11月）と11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」とをあわせて、集中的な広報・啓発活動を実施します。 | こども・保健課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|------------------|---|------------------|
| 4 | 子どもの人権についての啓発の充実 | 子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。 | 総務課 |
| 5 | 子育てに関する相談支援 | 乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行い、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。 | こども・保健課 学校教育課 |

③啓発・教育による暴力を容認しない社会づくり

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|--|------------------|
| 1 | 町の広報誌による相談機関の掲載・広報活動 | 広報紙、ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV相談機関を掲載します。また、DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設等に設置します。 | 財政協働課 |
| 2 | 暴力の当事者とならないための教育の推進 | 若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるためDV防止教育・啓発を実施します。 | 財政協働課 学校教育課 |
| 3 | 社会教育の場でのDV防止教育の推進 | DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場でDV防止教育・啓発を実施します。 | 社会教育課 |
| 4 | 町職員に対する意識・啓発の実施 | DV被害者に二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を与えることなく適切な支援が行われるよう、町職員を対象としたDV専門知識習得研修会を実施し、相談窓口との連携体制の整備を図ります。 | 財政協働課 こども・保健課 |
| 5 | コロナ禍におけるDV防止の啓発 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式において増加傾向にあるDVを防止するため、啓発を実施し相談窓口を周知します。 | 財政協働課 |

④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|--|-------------------------|
| 1 | DV被害の通報体制の整備 | DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 2 | 広報誌、ホームページ等による広報活動 | 町民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、町の様々な広報媒体を活用し幅広く周知を図ります。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 3 | 被害者の相談体制の充実 | 被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 4 | 多様な被害者への配慮 | 被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 5 | 庁舎内の連携 | 被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |

⑤保護・自立における支援体制

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|--|-------------------------|
| 1 | 県の配偶者暴力相談支援センター等との連携 | 被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 2 | 一時的な避難場所の確保 | 被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備に努めます。保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 3 | 生活再建へ向けた支援の実施 | 生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。 町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。 | こども・保健課 福祉課 建設事業課 |

⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-------------------|--|-------------------------|
| 1 | 「ワンストップサービス方式」の導入 | 被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、被害者が1カ所で必要な申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を推進します。 | こども・保健課 福祉課 |
| 2 | 住民基本台帳の閲覧制限 | DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。 | 住民課 |
| 3 | 継続的な支援体制の整備 | 被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するよう自立に向けた継続的な支援体制の整備を推進します。 | こども・保健課 福祉課 |
| 4 | 自立のための心とからだのケアの充実 | 心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。 | こども・保健課 福祉課 |
| 5 | 苦情処理の対応 | 被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 6 | 町職員に対する定期的な研修の実施 | 町内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため、町職員に対する定期的な研修を行います。 | 財政協働課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|----------------------------------|--|--------------------------------|
| 7 | 「佐賀県DV被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用 | 町内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため「佐賀県DV被害者対応マニュアル」を活用するとともに被害者の負担を軽減するため「県内共通相談シート」等の活用を推進します。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 |
| 8 | 転出先の市町村との連携 | 被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、転出先の市町村との連携に努めます。 | 住民課 こども・保健課 福祉課 財政協働課 |
| 9 | 学校、保育園等の関係者への研修 | 子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報体制の整備を図ります。子どもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通して連携の強化を図ります。 | 学校教育課 こども・保健課 福祉課 |
| 10 | 医師会及び医療機関通報体制の整備 | 医師会及び医療機関に対し、被害者を発見した場合の通報体制の整備について、協力を求めています。 | 財政協働課 こども・保健課 |
| 11 | 警察への通報体制の整備と情報管理 | 加害者が被害者を探して、町を訪れた場合に備えて、警察に迅速に通報できるような体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、被害者情報保護の徹底を図ります。 | 財政協働課 こども・保健課 福祉課 住民課 |
| 12 | 妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援 | 妊産婦・乳幼児等の被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、支援します。 | こども・保健課 |
| 13 | 子どもの就学・保育等の受入体制の整備 | 転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。 | 学校教育課 こども・保健課 |

重点目標 2 生涯を通じた男女の健康支援

[現状と課題]

本町では、学校教育において子どもの発達段階に応じた性教育や健康維持に関する授業を行い、性の理解と尊重などについて学ぶ機会を設けています。子どもの心身の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの性を尊重することができるよう、身体や性に関する正しい知識の普及・啓発を進めることが求められます。

また、住民それぞれが自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康に関する適切な知識・情報の提供や疾病予防など健康づくりのための支援が必要です。現在、乳幼児健診等での育児相談や、保健師や栄養士による定期健康相談、各種がん検診等を実施しています。年代や性別によって異なる健康上の問題に直面することがあり、性別特有の疾病にかかる危険性もあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めるとともに、各種がん検診などの受診勧奨を行うことが大切です。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-----------------|--|------------------|
| 1 | 生涯にわたる健康の保持・増進 | 男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた適切な健康診断等の受診を促進し、健康の保持・増進を図ります。 | こども・保健課 |
| 2 | 学校教育における性教育の推進 | 学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識・生命の尊厳や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する力を身につけることができるよう性教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 3 | 若年層に対する健康教育の推進 | 生涯の心身の健康基盤を形成する重要な時期である 10 歳代～20 歳代の健康教育を推進し、保健の充実を図ります。 | こども・保健課 学校教育課 |
| 4 | 更年期における包括的支援の推進 | 更年期以降に発生する健康問題や疾患に対応した包括的支援を推進します。 | こども・保健課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--|--|------------------|
| 5 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催 | 男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。 | 財政協働課 こども・保健課 |
| 6 | 妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て包括支援センター） | 母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。 | こども・保健課 |
| 7 | 各種検診の受診促進 | 予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種検診の受診率向上に努めます。 | こども・保健課 |
| 8 | 性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策 | 性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。 | こども・保健課 |
| 9 | 健康教育と健康相談の実施 | 公民館等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、健康福祉センターで随時実施します。 | こども・保健課 福祉課 |
| 10 | 食生活の改善による健康の支援 | 肥満防止等、健康増進のため、町民への食生活改善の普及啓発を図ります。 | こども・保健課 |
| 11 | スポーツによる健康づくりの支援 | 体育協会など各種スポーツ関係団体と連携し、各年齢層のだれもが、いつでも、どこでも参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って町民の健康づくりを支援します。 | 社会教育課 |

重点目標3 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

[現状と課題]

単身世帯やひとり親世帯の増加、世帯人員の減少等の家族構成の変化、雇用・就業をめぐる変化、国際結婚や外国人労働者など定住外国人の増加等の国際化の進展、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

町内においては、ひとり親世帯は2.28%と県平均よりも高い割合となっており、特に母子世帯の増加が目立ちます。また、生活保護世帯数も増加傾向にあります。

外国人住民は町の人口の約1.2%を占め、その多くは技能実習生です。言葉や文化、宗教の違い、就労における問題などから、地域において様々な生活困難を抱えることもあり、周囲のサポートが必要です。

特に、女性は妊娠・出産、離婚などのライフイベントの影響、就業構造、DV被害の影響等により生活困難に陥りやすい状況にあり、他にも、貧困、高齢、障がいなど様々な原因から生活困難に直面することがあります。また、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済困難等の生活に困難を抱える人が増加することが予測されます。

このような生活困難の問題について、男女共同参画の視点に立った施策の推進が求められます。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-----------------------|--|----------------|
| 1 | 相談業務の周知 | 民生委員・児童委員、佐賀県母子相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。 | こども・保健課 福祉課 |
| 2 | ひとり親家庭等への経済的支援 | 児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。 | こども・保健課 |
| 3 | ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供 | 一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。 | こども・保健課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------------|--|----------------|
| 4 | 高齢者が安心して生活できる環境づくり | 社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを推進します。 | 福祉課 |
| 5 | 高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進 | バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図り、誰もが安全に利用できる施設の整備促進に努めます。 | 財政協働課 福祉課 |
| 6 | 障がい者が自立して生活できる環境の整備促進 | 障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。 | 福祉課 |
| 7 | 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 | 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。 | 建設事業課 |
| 8 | 外国人が安心して生活できる環境づくり | 地域において多様性を尊重し、外国人も安全・安心に暮らせるコミュニティづくりを推進します。 | 財政協働課 |
| 9 | 就業等の自立支援 | 能力向上のための学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。 | 財政協働課 産業振興課 |
| 10 | 国際規範・基準の浸透 | 男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。 | 財政協働課 |
| 11 | 多様性を尊重する意識醸成 | 社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を推進します。 | 財政協働課 社会教育課 |

重点目標 4 防災・災害対策における男女共同参画の推進 (女性視点を反映させた防災力向上)

[現状と課題]

災害発生時には、誰もが被害を受ける可能性があり、地域社会において性別・年齢の区別なく男女共同参画の視点に立った対応が必要です。男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズなど年代や環境に応じた災害用備蓄品の準備が必要であり、避難所の運営や被災者支援においては誰もが安全・安心に過ごせるように男女双方の視点に配慮することが求められます。

当町では、水防警戒班全 16 班（8 班×2 地域）に女性職員を数名入れて、女性視点にも配慮した避難所運営に努めています。

また、高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミュニティの機能強化も課題となっています。今後、一層地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-------------------------------|--|------------|
| 1 | 防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大 | 町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。また、自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。 | 総務課 |
| 2 | 防災対策、避難所運営、相談支援などに女性の視点の確保 | 防災用物資の備蓄、避難計画等の検討に女性の参画を推進します。また、女性消防団員の確保に努め、防災対策における女性の活躍を推進します。避難所の運営や被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、避難所の運営、相談支援の担当責任者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。 | 総務課 福祉課 |
| 3 | 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応に関する職員の理解促進 | 災害発生時には全職員が対応することが必要となるため、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。 | 総務課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|---|--------------|
| 4 | 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄 | 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の物資について、備蓄や物資供給の協定等により、一定程度の確保に努めます。 | 総務課 |
| 5 | 町民に対する備蓄の必要性の周知徹底 | 女性用品や乳幼児用品等の個々人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、各人における備蓄の必要性を周知します。 | 総務課 |
| 6 | 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発 | 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。 | 総務課 |
| 7 | 防災訓練の定期的な実施 | 平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的に実施します。また、訓練においては、特定の活動が性別や年齢等により役割を固定化することがないように十分留意します。 | 総務課 |
| 8 | 自主防災組織における女性リーダーの育成 | 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、佐賀県地域防災リーダー養成講座への女性の受講を促進することで女性リーダーの育成を図ります。 | 総務課 |
| 9 | 女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備 | 消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行います。 | 総務課 |
| 10 | 「防災・復興ガイドライン」の活用 | 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等の活用を徹底します。 | 総務課 財政協働課 |

基本方向3 女性が活躍し、男女が共に参画する社会づくり

重点目標1 女性の活躍推進と男女の意識改革・行動変革【女性の活躍推進計画】

[現状と課題]

少子高齢化が進行する中で、人口動態や経済環境により、女性の労働力が必要とされており、本町においても女性の就業率は高いことから、男女がともに仕事、家庭生活、地域生活など、さまざまな活動を自らの希望に沿って展開できる社会の実現が望めます。「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの改正による法整備が進んだものの、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しており、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-----------|---|-------|
| 1 | 女性リーダーの育成 | 地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、研修や学習会を実施し、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発活動に努めます。 | 財政協働課 |
| 2 | 町職員研修会の実施 | 男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、町職員に対し、職員研修を実施するとともに、国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と積極的参加を呼びかけます。 | 財政協働課 |
| 3 | 女性職員の登用促進 | 職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。 | 総務課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|---|----------------|
| 4 | 男女共同参画推進市民団体の育成・支援 | 男女共同参画社会を推進するため、市民団体等の育成・支援を継続的に行っていきます。 | 財政協働課 |
| 5 | 積極的に参画できる環境づくり | 性別による役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。 | 財政協働課 |
| 6 | 女性の就労・能力開発のための支援 | 女性のエンパワーメント（能力開化）のための学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。 | 財政協働課 産業振興課 |
| 7 | 「家族経営協定」締結等の推進 | 農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。家族が共に生きがいを持って働き、生活できるよう就業条件の整備や環境の整備などの推進を図ります。 | 産業振興課 |
| 8 | 起業・創業者に対する支援 | 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。 | 産業振興課 |
| 9 | 新たな世代の商業者に対する支援 | E C（ネット通販）を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。 | 産業振興課 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|-------------------|--|----------------|
| 10 | 意欲ある女性職員の積極的な登用推進 | 本町の「人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。 | 総務課 |
| 11 | 各種ハラスメント対策の推進 | セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、企業におけるさまざまなハラスメントを防止するため、関係法令等の周知と遵守のための啓発に努めます。 | 財政協働課 産業振興課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |
| [1] 3-5 | 男性の家事・子育て・介護等への参画促進 | 家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。 | 財政協働課 |
| [2] 4-8 | 自主防災組織における女性リーダーの育成 | 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、佐賀県地域防災リーダー養成講座への女性の受講を促進することで女性リーダーの育成を図ります。 | 総務課 |

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

[現状と課題]

男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。

本町では、目標値 40% に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在の審議会等における女性委員の割合は 22.0% となっています。これまで達成できなかった原因として、各課において女性登用に対する意識が低かったこと、審議会等の構成団体に女性が少ないこと、意欲的な女性委員候補者が見つからなかったこと等が考えられます。

今後は、町政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる取り組みや地域において女性の積極的な参画を促進する取り組みが必要です。これまで男性が委員になることが多かった分野でも審議会等の委員の選出方法の見直しや公募の拡大等を行い、あらゆる分野での女性の参画を推進します。

また、企業や団体・機関等の代表者らへの女性登用に対する意識向上が求められます。政策・方針決定過程へ意欲的に参画する女性人材の育成と活用に取り組みます。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------|--|-------|
| 1 | 審議会委員の登用率の向上 | 各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直しや公募の拡大等により、女性委員の登用を促進します。 | 財政協働課 |
| 2 | 農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進 | 農業団体や商工会等と連携して、女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。 | 産業振興課 |
| 3 | 地域への女性参画の推進 | 地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。 | 財政協働課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|-----------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体(広報誌、ホームページ)やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |
| [2] 4-1 | 防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大 | 町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。また、自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。 | 総務課 |

重点目標3 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

[現状と課題]

平成28年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されるなど、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつあります。調査結果でも、「女性は職業をもたない方がよい」(0.4%)、「結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい」(1.1%)、「子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい」(2.1%)は極めて少数意見になっており、女性が就労を通じて社会に貢献することに対しては概ね肯定的に捉えられていることがわかります。「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」と考える人の割合は、男性が41.8%であるのに対して女性は41.1%であり、あまり性差がありません。女性が結婚後、出産後も就業を継続するために必要なこととしては、「配偶者(パートナー)の理解や家事・育児などへの協力」が62.5%と最も高く、男女ともに仕事と家庭の両立のためには双方の協力が必要との認識があることがわかります。

本町では、子育て中の保護者が安心して働けるように、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業や一時預かり事業、学童保育など、子育てしやすい環境づくりに努めています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により働き方や生活様式が多様に変化しています。人との関わり方や距離感に課題があるものの、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、今後も地域の主体的な活動を促進し、町民と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。

[今後の取り組み]

①家庭生活に関する支援

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|---|----------------|
| 1 | 子育て支援事業等を活用した子育て支援の充実 | 多様なライフスタイルに対応した、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。男女が共に働き続けるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後時保育などを行います。 | こども・保健課 |
| 2 | 放課後児童対策（学童保育）の実施 | 昼間、家庭に保護者が不在の児童（小学校1年生～6年生）に対する学童保育の充実を図ります。 | 社会教育課 |
| 3 | 既存事業の活用と男性の参画促進 | ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ等の既存事業において、男性の参画促進を図ります。 | こども・保健課 |
| 4 | 男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供 | 企業や事務所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。 | 財政協働課 産業振興課 |
| 5 | 地域包括支援センターを活用した介護支援の充実 | 介護は性別や年齢に関係なく、家族全員、社会全体で行うという意識のもと、高齢者等の介護サービスや介護予防相談及び介護予防教室を開催し、意識の啓発と介護者の負担軽減を更に強化します。また、在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を一層推進します。 | 福祉課 |

②仕事に関する支援

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------|--|----------------|
| 1 | 企業への情報の提供 など啓発活動 | 町内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や労働時間等設定改善法に基づく労働時間短縮や男性職員の育児休業が図られるよう、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。 | 産業振興課 |
| 2 | 労働条件改善のための環境整備の促進 | 町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、関係する法律などの情報提供を行います。 | 産業振興課 |
| 3 | 職場における暴力の根絶 | 町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。 | 財政協働課 |
| 4 | コロナ禍において多様化する働き方に関する情報提供 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式において、多様化する働き方やそれに関連するセミナー等について情報提供を行います。 | 財政協働課 産業振興課 |

(再掲)

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------|---|----------------|
| [3] 1-6 | 女性の就労・能力開発のための支援 | 女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した人が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。 | 財政協働課 産業振興課 |

③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|--|-------|
| 1 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内企業への働きかけを促進します。 | 財政協働課 |

（再掲）

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------|------------------------|--|-------|
| [1] 1-6 | 固定的性別役割分担意識等の男女双方の意識改革 | 性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報媒体（広報誌、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。 | 財政協働課 |
| [3] 2-3 | 地域への女性参画の推進 | 地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。 | 財政協働課 |

基本方向 4 男女共同参画推進体制の整備・強化

重点目標 1 推進体制の整備

[現状と課題]

男女共同参画社会の実現を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。各課がそれぞれの施策において男女共同参画を意識して取り組むよう意識啓発を行い、計画が着実に推進できる体制づくりを行います。そして、必要に応じて国や県、関係機関との連携を図り、効果的に男女共同参画を推進します。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------|---|-----|
| 1 | 庁内各課の役割の強化 | 関係各課は、男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努めます。 | 全庁 |
| 2 | 男女共同参画推進員の設置 | 各課に男女共同参画推進員を設置し、各施策において男女共同参画の視点を反映させ、各課の男女共同参画関連施策の推進を図ります。 | 全庁 |
| 3 | 庁内各課の連携 | 各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進を図ります。 | 全庁 |

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------|---|-------|
| 4 | 各種団体との連携 | 関係団体・機関、企業等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要であるため、各種団体等との連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組みます。 | 財政協働課 |
| 5 | 国・県・関係機関との連携 | 総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体、佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）との連携を図ります。 | 財政協働課 |

重点目標 2 計画の進行管理

[現状と課題]

これまで本町においては、計画の進行管理がなされていなかったことから、男女共同参画関連施策の成果に偏りがありました。本計画を実効性のあるものにするため、進捗管理のための会議を設置し、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、課題の検討や計画の進行管理を行います。

また、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

[今後の取り組み]

| No. | 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----|---------------|---|-------|
| 1 | 計画の周知 | 町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、本計画について周知を図ります。 | 財政協働課 |
| 2 | 進行管理・見直し | 各課にヒアリング等を行い、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、課題の検討や計画の進行管理を行います。 | 財政協働課 |
| 3 | 進捗管理のための会議の設置 | 計画の進捗管理等をする外部委員による会議を設置し、男女共同参画の推進を図ります。 | 財政協働課 |
| 4 | 庁内委員会の設置 | 副町長を委員長とした庁内委員会を設置して計画の進捗管理等を行い、男女共同参画の推進を図ります。 | 財政協働課 |